

# 総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和4年2月3日（木曜日）

午前11時24分 開議

場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前11時50分 散会

## 付託事件

議案第1号（ただし、第1表中歳出中第3款及び第7款を除く）、報告第1号（ただし、第1表中歳出を除く）、報告第2号（ただし、第1表中歳出を除く）、報告第2号（ただし、第1表中歳出を除く）

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第1号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第10号）（ただし、第1表中歳出中第3款及び第7款を除く）
- ② 報告第1号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第8号））（ただし、第1表中歳出を除く）
- ③ 報告第2号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第9号））（ただし、第1表中歳出を除く）

## 2 出席委員（6名）

委員長	高 倉 富 士 男 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	田 中 真 己 君	委員	大 津 亮 一 君
委員	栗 原 文 隆 君	委員	福 島 辰 三 君

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（なし）

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

市長公室長	小 田 木 健 治 君	政策企画課長	宮 川 孝 光 君
交通政策課長	川 上 悟 君		
総務部長	園 部 孝 雄 君		
財務部長	白 田 敏 範 君	財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君
市民協働部長	川 上 幸 一 君		
生活環境部長	佐 藤 則 行 君		
議会事務局 次長兼 総務課長	天 野 純 一 君	議事課長	大 嶋 実 君

## 6 事務局職員出席者

議事係長 武井俊夫君 書記 武田侑未子君

午前11時24分 開議

○高倉委員長 引き続き、御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策といたしまして、本日の執行部の出席は、各部長及び報告事項の関係課長等として最小限にとどめておりますので、あらかじめ御了承願います。

また、委員会の会議時間の短縮を図るため、スムーズな議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第1号ほか2件であります。

それでは、審査の進め方につきまして、お諮りをいたします。初めに、執行部に提出議案等の説明を求め、次に質疑を行い、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第1号ほか2件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、提出議案等の説明を願います。

初めに、議案第1号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第10号）（ただし、第1表中歳出中第3款及び第7款を除く）について、執行部から説明を願います。

初めに、議案について、梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、議案書①の1ページをお開きください。

市議会議案第1号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第10号）について、御説明いたします。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億7,800万円を追加し、総額を1,336億8,648万1,000円とするとともに、第2条で繰越明許費の追加を行うものであります。

ページを返していただきまして、2ページの第1表歳入歳出予算補正に款項ごとの補正額等をお示しております。

また、右側、3ページの第2表繰越明許費補正に繰越しする事業費を示しております。

議案部分の説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、第1表中歳出中第2款総務費について、説明を願います。

川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 歳出の詳細について、御説明させていただきます。

議案書②、4ページをお開きください。

6目交通政策費につきましては1,350万円を補正するものでございます。内容につきましては、交通

政策経費といたしまして、市民生活や観光客の移動に欠かせない公共交通である路線バス、それからタクシー、さらには運転代行事業者、こちらが新型コロナウイルスの影響により経営が厳しくなっていることに鑑みまして、運行継続を支援し、市民生活の安定化を図るため事業者に対して補助金を交付するものでございます。内訳といたしましては、路線バス事業者3社に650万円、タクシー事業者46社に500万円、運転代行事業者41社に200万円としてございます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、歳入及び第2表繰越明許費補正について、説明をお願いします。

梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、同じく議案書②、令和3年度補正予算に関する説明書の2ページ、3ページをお開きください。

歳入の御説明をいたします。

16款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を3億4,500万円増額するものでございます。

続きまして、17款県支出金、2項県補助金につきましては、2目民生費補助金のうち、ひとり親世帯緊急生活支援金に対する補助金を1億9,290万1,000円措置するものであります。

3段目の21款1項1目繰越金につきましては、今回の補正に要する一般財源として4,000万円を措置するものであります。

最下段の22款諸収入、5項5目雑入につきましては、会計年度任用職員を雇用することに伴い、社会保険掛金及び雇用保険掛金をそれぞれ増額するものであり、合計で9万9,000円の増額としております。

歳入の説明は以上でございます。

それでは、議案書①の3ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正について、御説明いたします。

1行目の交通政策経費から5行目の観光事業経費まで、今回補正した全ての歳出事業につきまして、記載のとおり補正額と同様に繰越明許費を措置するものでございます。

市議会議案第1号の総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、報告第1号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第8号））（ただし、第1表中歳出を除く）について、説明をお願いします。

梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、議案書①の5ページをお開きください。

報告第1号 専決処分について、御説明いたします。

令和3年度水戸市一般会計補正予算（第8号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分したものであり、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

ページを返していただきまして、6ページの別紙が処分いたしました一般会計補正予算（第8号）でございます。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ21億700万円を追加し、総額を1,292億848万

1,000円とするとともに、第2条で繰越明許費を定めたものでございます。

処分日は、令和3年12月22日であります。

右側の7ページを御覧ください。

上段の第1表歳入歳出予算補正に款項ごとの補正額等を示しております。

また、下段の第2表繰越明許費につきましては、子育て世帯臨時特別給付金経費について、歳出の同額を繰越しとして定めたものでございます。

それでは、議案書③の令和3年度補正予算に関する説明書にて歳入の説明をいたします。

議案書③、補正予算に関する説明書の2、3ページをお願いいたします。

報告第1号の歳入の御説明でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、2目民生費国庫補助金のうち、子育て世帯臨時特別給付金に係る財源として21億700万円の増額を行ったものでございます。

報告第1号の総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、報告第2号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第9号））（ただし、第1表中歳出を除く）について、説明を願います。

梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、議案書①の9ページにお戻りください。

報告第2号 専決処分について、御説明いたします。

令和3年度水戸市一般会計補正予算（第9号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分したものであり、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

ページを返していただきまして、10ページの別紙が処分いたしました一般会計補正予算（第9号）でございます。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ39億円を追加し、総額を1,331億848万1,000円とするとともに、第2条で繰越明許費の追加を行ったものでございます。

処分日は、令和4年1月11日でございます。

右側の11ページを御覧ください。

上段の第1表歳入歳出予算補正に款項ごとの補正額等を示しております。

また、下段の第2表繰越明許費につきましては、歳出予算で補正した市民税非課税世帯等臨時特別給付金経費について、補正額と同額を繰越しとしたものでございます。

それでは、議案書③の補正予算に関する説明書にて歳入の御説明をいたします。

議案書③の10ページ、11ページをお開きください。

16款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、2目民生費国庫補助金の市民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る財源として38億9,930万7,000円の措置を行ったものでございます。

下段の22款諸収入、5項5目雑入につきましては、会計年度任用職員の雇用に伴い、社会保険掛金、雇用保険掛金を増額し、合計で69万3,000円の増額としたところであります。

報告第2号、総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

○高倉委員長 以上で、提出議案等についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、議案第1号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第10号）（ただし、第1表中歳出中第3款及び第7款を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 議案書②の4ページ、5ページで、交通政策経費の御説明がありました。公共交通等運行事業の支援ということで1,350万円ということなのですが、令和3年4月から令和4年3月のいずれかの売上げが前年、2年前あるいは3年前の同月比30%以上の減少がある場合というふうな条件になっていますが、どれくらいバス業者やタクシー業者等で減少しているのかは把握されておりますか。あれば教えていただきたいと思います。

○高倉委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 まずバス事業者でございますが、茨城交通さんは、コロナ前と比較して大体年平均ベースで約3割程度の減収、それから関東鉄道さんは約3割程度ですね。それから、関鉄グリーンバスさん、こちらは2割6分程度の減収でございます。タクシー会社につきましては、まずタクシー事業者、市内に46社、それから運転代行業者については41社ございまして、それぞれの会社の減収については、申し訳ございませんが把握してございません。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、3割だとか2割6分というのは、それは年間で平均すればそうなのですが、この規定はいずれかの月が3割下回ればいいので、当然に支給されるものというふうに理解してよろしいでしょうかね。

○高倉委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 先ほど申し上げたバス事業者3社につきましては、月ベースでいずれも3割以上の減収をしているものでございますので、該当してまいります。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。それで、令和2年にも2回、1台2万円とか、令和3年にも、そのときはバスの系統ごとの、1系統2万円ですかね、今回と似たような支援があったと思うんですね。今回は一律300万円とか、タクシー、運転代行は一律1万円とか、微妙に違うんですけども、今までの支援との違いの理由といたしますか、今回こういう制度設計にした理由をお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 令和2年度に公共交通あんしん運行支援金として、バス事業者さんもタクシー事業者さんも1台一律2万円という形で支援をさせていただきましたが、このときは新型コロナウイルス感染症へのさらなる衛生対策としてですので、バス1台ずつ、例えば消毒していただくとか、ビニールで間仕切りをしていただくとか、そういったものに使っていただくため、1台当たり2万円という設定をさせていただきました。

このたびの補助金につきましては、考え方といたしましては、国の持続化給付金ですね、こちらは例えば

飲食店などは法人の規模にかかわらず、上限200万円、こういった設定をされているところでございます。今回、昨年度の総務環境委員会におきましても、バス路線の維持の重要性ということでいろいろ御意見をいただいたところございまして、そういった観点から国の定める上限200万円ではなく、300万円という形で、市民の足を担う、重要な移動手段を担うバス事業者を支援してまいりたいという、そういった考えの下に今回の金額を設定させていただいたところでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。今オミクロン株の急激な拡大で、小中学校だけではなくて、高校でもかなりの学級閉鎖とか登校自粛が出ているような事態で、恐らく相当バス利用者が減っていることになっていると思います。これがいつまで続くか分かりませんが、年度をまたぎますと、そもそもバス通学の子が減ってしまう可能性もあるのかなというふうに思いますので、状況を見極めて、この制度はもちろん賛成いたしますけれども、事業者の状況もよく把握されて、必要であれば追加の検討も随時していただきたいというふうに思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

福島委員。

○福島委員 そうすると、これらに関してバス、タクシーは1台幾らで払うの。それから、あれもここに入っている、運転代行の場合。そういう会社は全て法人登記がなされている会社でしょう。個人でもいいの。運転代行なんて個人でやっているのがほとんどだけど、これは算出基礎となる資料は何なの。それは例えば税理士が去年の売上げと一昨年の売上げがこうですよというのがあって初めて支出するんじゃなくて、個人的に会計を出しても、それはいいの。審査書類の基本は何なの。

○高倉委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいまの福島委員の御質問が2点あったと思うんですが、まずタクシー事業者ですね、こちらにつきましては、国土交通省の陸運支局、こちらに登録のある業者、こちらが市内に46社ございます。それから、自動車運転代行業ですが、こちらは茨城県の公安委員会に届出のあった事業者、こちらが41社でございます。ですので、そういったところにきちんと登録した事業者さんが対象になるというのがまず1点目です。

2点目でございますが、どこをどう確認するかという点だと思うんですが、こちらにつきましては、事業者様のほうで申告していただいた数字、こちらを基に支援を図ってまいりたいと思っております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、税理士とか、税務事務所とか、そういう裏づけなくしても、会社の担当が出した書類で出すということなの。

○高倉委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 今回、コロナ対策ということで、やはり緊急性があるということで、まずは簡易な方法で申告をしていただくことになってございます。ただ、その申告に当たりましては、きちんと要項を定めまして、間違いはないかとか、あとはいろんなチェック項目がございまして、そちらに書いていただいた項目が

もし虚偽であった場合は当然後ほど返還を求めていく、そういった形を担保してございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 これは公金だから、公金横領という形になるわけ。だから、ただ先月とか、その前とかいうのは、まだ税務申告はしてない決算上の問題なんだよね。だから、それは架空に水増ししてつくられても何ら裏づけがないわけだよ。だから、大切なのは、出すことに対して反対とか賛成じゃないよ。公式に確認できるのは、今年度分は4月以降、申告した書類を後で届け出るということをやっておかないと、必ずこれは公金横領とか、そういう形になるわけなんです。だから、役所としては、出すやつを認めることは、そのほかに書類がないからしょうがない。けれども、それが裏づけのない架空のつくった話かもしれない。それを裏づけるのには、本年度決算した書類が出来上がった、例えば法人ならば3月決算とか、それから5月とか7月とかになるわけですよ。そういうときに、その書類を裏づける添付の届出を出してもらおうというような形を取らないと、例えば水戸市は来たやつをみんな出していましたと。しかし、これは後で騒ぎになるんだけど、そこにいた会社の経理担当の人が首になったり辞めたりして、俺は偽物を書かされたというときに、社会問題になるんだから。これは緊急事態だからって出すことはいいが、確実な裏づけがあるのは税務申告した申告書の控えであります。ある程度、半年とか1年後でもそれを添付して確認するというようなことできちんとやってもらいたい。いいです。

○高倉委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 ただいま福島委員の御意見、参考にさせていただきます、きちんと確認する作業を整備してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第1号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第1号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第8号））（ただし、第1表中歳出を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第1号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第2号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第9号））（ただし、第1表中歳出を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第2号についての質疑を終わらせていただきます。

それでは、付託議案等については一通りの質疑を行いましたので、これより各議案等について、順次、御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思います。

採決の方法は、挙手によりお願いをいたします。

なお、議案第1号、報告第1号及び報告第2号につきましては、歳入が当委員会に付託されている関係上、他の委員会において修正等があった場合には、再度、委員会を開催することにしたいと思っておりますので、あらかじめ御承知おきを願います。



それでは、初めに、議案第1号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第10号）（ただし、第1表中歳出中第3款及び第7款を除く）について、御意見等がございましたら、お願いをいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第1号について採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第1号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第8号））（ただし、第1表中歳出を除く）について、御意見等がございましたら、お願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第1号について採決いたします。

報告第1号について、承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、報告第1号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第2号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第9号））（ただし、第1表中歳出を除く）について、御意見等がございましたら、お願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第2号について採決いたします。

報告第2号について、承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、報告第2号は承認すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案等についての審査は終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書について、お諮りをいたします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時50分 散会